

長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 西山の豊かな森林環境の保全や育成の推進を目的として、長岡京市西山森林整備推進協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に対し、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和58年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業(以下「事業」という。)は、前条に規定する協議会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 西山の森林整備構想（以下「構想」という。）に関する事。
- (2) 構想の啓発に関する事。
- (3) 構想に基づく森林整備の推進に関する事。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、協議会の活動に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、事業に要する経費の総額から事業に係る収入（この要綱に基づく補助金を除く。）の合計額を差し引いた額を上限として、予算の範囲内において別に定める。

(交付の申請)

第6条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めたときは、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外には使用しないこと。

- (2) 補助事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (4) 補助事業に係る収支状況を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (5) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(事業の遂行)

第8条 協議会は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、その事業目的達成に努めなければならない。

(実績報告)

第9条 協議会は、事業が完了したときは、長岡京市西山森林整備推進協議会補助事業終了報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金確定通知書(別記様式第6号)により、協議会に通知しなければならない。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第12条 市長は、特に必要があると認めた場合には、前条の規定にかかわらず、事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

- 2 前条の規定による概算交付を受けようとするときは、協議会は、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付請求書(別記様式第8号)に第7条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適切と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第12条の規定により補助金の交付を行った場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、協議会に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第15条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、協議会に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長

団 体 名 西山森林整備推進協議会
住 所
代表者名

長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付申請書

長岡京市西山森林整備推進協議会補助金の交付を受けたいので、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第6条、第9条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第6条、第9条関係）

収支予算書
(収支決算書)

収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説明
市補助金			
計			

支出

科目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第 号
年 月 日

西山森林整備推進協議会 様

長岡京市長 印

長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出してください。
- (3) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (5) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (6) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付要綱の規定を遵守してください。

年 月 日

（あて先）長岡京市長

団 体 名 西山森林整備推進協議会
住 所
代表者名

長岡京市西山森林整備推進協議会補助事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

西山森林整備推進協議会 様

長岡京市長 印

長岡京市西山森林整備推進協議会補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市西山森林整備推進協議会補助金について、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長

団体名
住 所
代表者名

長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

（あて先）長岡京市長

団 体 名 西山森林整備推進協議会
住 所
代表者名

長岡京市西山森林整備推進協議会補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市西山森林整備推進協議会補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し